

告示

埼玉県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六号の規定により、富士見第一土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	塩野邦夫	埼玉県富士見市大字下南畑三千五百八十六番地
同	金子仁志	埼玉県富士見市大字下南畑三百二十六番地
同	新井保広	埼玉県富士見市大字下南畑五百五番地
同	新井優	埼玉県富士見市大字下南畑三百四十三番地
同	渋谷昭治	埼玉県富士見市大字下南畑三千七百二番地
同	吉川義則	埼玉県富士見市大字下南畑三千九十四番地
同	砂川政一	埼玉県富士見市大字下南畑四千三十番地
同	新井藤一	埼玉県富士見市大字下南畑三千九百二十四番地
同	木下作市	埼玉県富士見市大字下南畑二千三百八十六番地
同	須田健二	埼玉県富士見市大字下南畑二千百十六番地
同	関根久雄	埼玉県富士見市大字南畑新田八百五十八番地一
同	小寺俊夫	埼玉県富士見市大字下南畑二千五番地一
同	桶田邦宏	埼玉県富士見市大字南畑新田三百八十五番地
同	武井照司	埼玉県富士見市大字南畑新田百四十二番地一の一
同	柳下幸雄	埼玉県富士見市大字下南畑千九十八番地
同	柳下直樹	埼玉県富士見市大字下南畑八百五十五番地
監事	坂間茂	埼玉県富士見市大字下南畑四百六十五番地
同	吉川彰	埼玉県富士見市大字下南畑三千五百七十九番地
同	水村正宏	埼玉県富士見市大字下南畑二千四百七十八番地
同	吉田茂	埼玉県富士見市大字下南畑千百二十七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	渋谷貞男	埼玉県富士見市大字下南畑三千五百十七番地
同	谷合進一	埼玉県富士見市大字下南畑三千三百十二番地二
同	岡田達雄	埼玉県富士見市大字下南畑三百五十九番地一

